



自己負担額を軽減 ご存知ですか？ 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療費と介護費両方の負担があつて家計の負担が重くなっている世帯の自己負担額を軽減するため、20年4月から「高額医療・高額介護合算療養費制度」が設けられているのをご存知ですか。

同一の世帯内で同一の医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険）に加入している方で、1年間（毎年8月1日から翌年の7月31日までの保険年度期間）の間に、「医療保険」「介護保険」の両方を自己負担していて、その合計額が自己負担限度額を超えている場合、申請によって差額を支給します。支給の対象となる方に対する申請手続きのご案内は23年2月ごろに郵送の予定です。

自己負担限度額は世帯員の年齢や所得によって区分されています。[表1]

[表1] 自己負担限度額 (万円)

所得区分	世帯、 加入保険	75歳以上	70～74歳	70歳未満
		後期高齢者医療制度 +介護保険	国民健康保険 +介護保険	国民健康保険 +介護保険
現役並み所得者		67		126
一般		56		67
低所得者 (非課税)	II	31		34
	I	19		

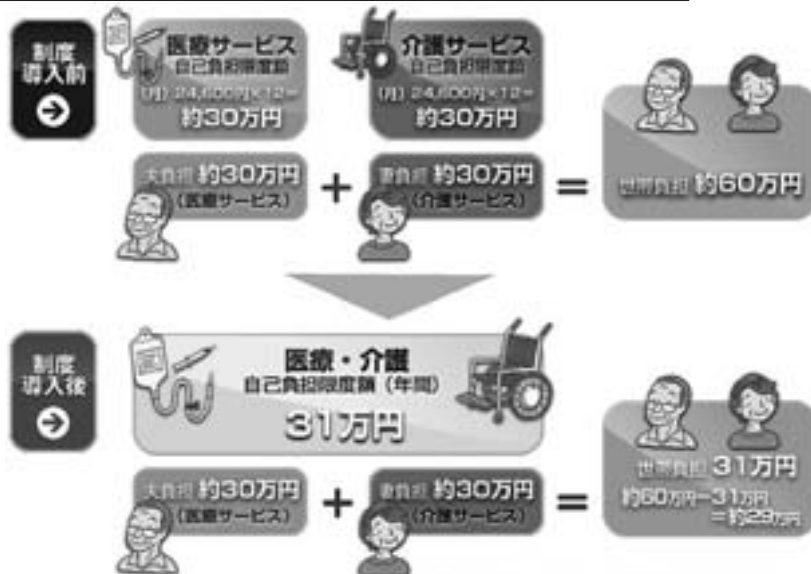
毎年8月1日から翌年の7月31日までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計額をもとに計算します。基準額は法改正等に変更になる場合があります。

【所得区分】

- 現役並み所得者（上位）
 - ▶70歳未満 世帯全員の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える
 - ▶70歳以上 住民税の課税所得が145万円以上
- 一般
現役並み（上位）所得者及び低所得者（I、II含む）のいずれも該当しない
- 低所得者II（70歳以上）及び低所得者（70歳未満）
住民税が非課税の世帯
- 低所得者I（70歳以上）
世帯全員が住民税非課税（年金収入だけの場合、年金受給額80万円以下）



「低所得者II」に該当する場合は、75歳以上の世帯で表1の支給例（参考）



お問い合わせ 大雪地区広域連合 役場定住促進課 ☎82-3697 (直通) ☎82-2111 (内線112)